

「よみがえれ!有明」訴訟を 応援して下さい。



1997年4月14日、高さ7m、長さ約7kmの潮受堤防が、3,550ヘクタールの諫早湾を一瞬のうちに閉め切りました。諫早湾は有明海の西側に広がる日本最大の干潟でしたが、この日を境に干上がり、そこに棲んでいた生物は全滅してしまいました。渡り鳥も姿を消しました。魚介類の産卵・生育の場であった干潟の消滅により、諫早湾ばかりでなく有明海全体の漁業やノリ養殖は、現在も深刻な影響を受けています。

このままでは、いのち溢れる「宝の海」が「死の海」に変わってしまいます。

この状況をなんとか変えたいと、多くの漁師さんや市民が、有明海を守るための裁判を起こしました。失った海を取り戻すまで、たたかいは続きます。



聞きましたー!



現地の漁師さんから

私は、父、母、嫁と私の4人でノリ漁をしています。諫早干拓のギロチン以降、赤潮や貧酸素で有明海異変は一層深刻になっています。つい最近も40代の熊本のノリ漁民が借金を抱え自殺しました。有明海の再生は待たなしです。佐賀有明の会(800名)会長として、宝の海・有明海を取り戻すために頑張っています。
(漁師の集会で発言をする川崎賢朗さん
撮影：黒崎晴生さん)

払込取扱票

00	口座番号										金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	1	0	7	0	6				3	1	1	7	9						
加入者名	「自然の権利」基金										料					特殊			
通信欄	送金内容に√して下さい。 <input type="checkbox"/> 「自然の権利」基金の会員になります。入会金 ¥3,000 <input type="checkbox"/> 寄付します。 ¥ 差し支えなければお知らせ下さい。 E-mail FAX 年齢 ~10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代~										金					取			
ご依頼人	おところ (郵便番号) _____ おなまえ _____ (電話番号) _____										受					付			
裏面の注意事項をお読みください。(私製承認大第3442号)											これより下部には何も記入しないでください。								

払込金受領証

口座番号	0	1	0	7	0	6									
加入者名	「自然の権利」基金										金				
金額															
ご依頼人	おなまえ _____										様				
料	(消費税込み)										受付局日附印				
金	円														
特殊取扱															

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。切り取らないで郵便局にお出しください。

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

「自然の権利」基金にご入会ください

●下の振込用紙に必要事項を明記してご送金ください。

●入会金3,000円・年会費3,000円
(初年度年会費は無料、入会翌年の1月よりいただきます)

●ご入会いただいた方へ、活動報告誌『「自然の権利」基金通信』をお送りしております。



「自然の権利」基金

事務局長 弁護士 籠橋隆明

〒453-0015 名古屋市中村区椿町 15-19

学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL 052-459-1752 FAX 052-459-1751

E-mail...shizenno kenri@green-justice.com

URL...http://www.f-rn.org/

よみがえれ!有明訴訟

有明海に臨む福岡・佐賀・熊本・長崎の4県の漁業者と、彼らを応援する市民たちが原告となり、有明全体の環境の回復を求めています。

「自然の権利」基金では、次の裁判も応援しています。

諫早湾「自然の権利」訴訟

諫早湾「自然の権利」訴訟は、諫早湾や、ムツゴロウ・シオマネキなどの生き物と、それらを守りたいと願う市民たちが原告となり、「自然の権利」を主張しています。



奄美ウミガメ訴訟

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

泡瀬干潟「自然の権利」訴訟

「えりもの森」訴訟

赤江浜「自然の権利」訴訟

石垣島・白保「自然の権利」訴訟

設楽ダム訴訟

瀬の浦の世界遺産登録を実現する生活・歴史・景観保全訴訟

核燃サイクル阻止1万人訴訟

「自然にも権利があります」と言うと、多くの人は変に思うかもしれません。

しかし各地で進む深刻な自然破壊により、

私たちのまわりから磯の香りや小鳥のさえずりが消えたとき、

私たちははたして、これらに替わる深いよごびを

見つけることができるでしょうか。

自然が自然のままであることのかけがえのなさを肌で感じることはないでしょうか。

メダカまでもが絶滅を心配されている今日、

深刻な自然破壊を前に私たちは「自然にも生きる権利があれば・・・」と

願うことも稀ではありません。

それは、人と自然との関係の中で生まれた、すぐれて人間的な感性です。

「大切なものが失われた」と自然が破壊されたときに

私たちが受ける素朴で純粋な印象こそが「自然の権利」の原点です。

裁判は、法廷で誰もが対等に自然保護を議論し、

様々な資料の突き合わせをすることのできる手段ですが、

その半面、非常に経費のかかる現実があります。

原告たちや弁護士が裁判所へ通う交通費や、

裁判官に実際に現地を見てもらう「現場検証」の費用もかなりかかります。

自然保護訴訟は、その自然に関わりを持つ人たちが原告となって訴えますが、

思いを同じくする人々は少なくないはずですが、

そこで、そのお気持ちを、資金援助という形で表していただければ、嬉しいですが、

ぜひ、ご入会もしくはご寄付をよろしく願いいたします。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

「自然の権利」基金は、アマミノクロウサギを原告とした「奄美『自然の権利』訴訟」を契機に1996年に設立されました。

「自然の権利」運動を応援するとともに、自然保護のために裁判などの法的手段を利用する、全国各地のNGOを応援しています。



ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折曲げたりしないでください。